

[事案 2019-232] 就業不能年金支払請求

・令和2年11月17日 裁定打切り

<事案の概要>

就業不能状態が約款に規定された支払事由に該当しないことを理由に、支払いを拒否されたことを不服として、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成31年1月から同年2月まで腰椎腫瘍等で入院し（入院①）、在宅療養（療養①）後、同年3月から同年5月まで脊椎椎間板嚢腫のため入院し（入院②）、その後も療養（療養②）を続けたため、平成29年10月に契約した組立型保険にもとづき、就業不能年金の支払いを請求したところ、入院②および療養②の期間は、約款に規定された支払事由には該当しないとして、支払いを拒否されたが、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1) 診断書において、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態が、121日以上継続していると診断されており、これは就業不能年金の支払事由に該当する。
- (2) 入院中、外泊が多いとのことであったが、すべて試験外泊である。実際に、家で生活してみても、出来ないことや思い通りに動けないことがあり、それを次回以降のリハビリで行うようにしていた。車の運転を行ったのも試験的なもので、実際に、試験運転を行った距離は約100メートルである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 入院①および療養①については、約款に定める就業不能状態に該当することは明らかであるが、入院②は4月中旬に退院勧告がされており、その前後から外出・外泊が頻繁に行われ、自動車の運転も行っていることから、4月中旬には退院が可能な状態であったことは明らかである。
- (2) 4月に実施したMRIでは異常がなく、疼痛が残ることは否定しないがADLは自立しており、主治医も客観的な判断が困難なため、申立人の疼痛申出で診断書記載の内容を判断している。
- (3) 以上のことを勘案した場合、4月中旬以降は約款に定める就業不能状態に該当しないと判断できるが、遅くとも療養②の時点で家事等が困難であったとは考えられず、約款に定める就業不能状態ではなかったことは明らかである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件においては、入院②のうち4月中旬以降の入院期間および療養②について、提出された資料からは申立人の状態を正確に確認することができず、この点を判断するためには、担当医や関係者等から事情を聴取し、同期間中の申立人の状態を正確に把握する必要がある、それに対する医学的な判断も必要となるが、裁定審査会にはこれらの手続が備わっ

ていないため、この判断は裁判手続によることが相当とし、裁定手続を打ち切ることにした。